

## 水道事業における官民連携の推進

厚生労働省 健康・生活衛生局

水道課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

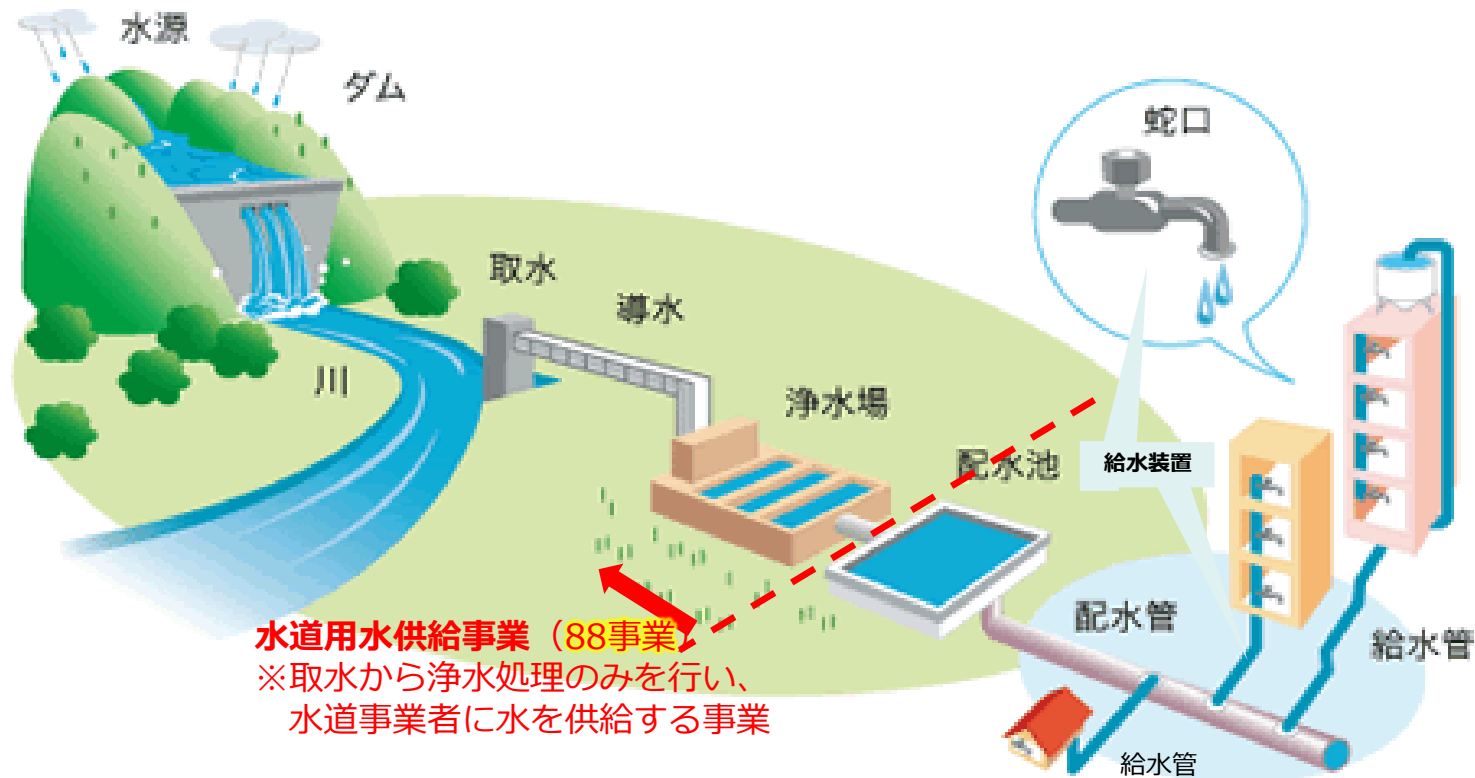
# 水道の定義等

- 水道とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。
- 水道事業は、原則として市町村が経営することとされている。
- 昭和40年代以降、高度経済成長期を中心に整備され、全国に普及した。（令和3年度 普及率98.2%）

## 水道事業の概略 （令和3年度末の数値）

水道事業（上水道事業1,304事業、簡易水道事業2,415事業）

※一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業



# 水道を取り巻く状況

## 現状と課題

我が国の水道は、98.2%の普及率を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から**既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代**に変化。しかし、以下の課題に直面している。

### ①老朽化の進行

- 高度経済成長期に整備された施設が老朽化。年間2万件を超える漏水・破損事故が発生。
- 耐用年数を超えた水道管路の割合が年々上昇中（R3年度22.1%）。

### ②耐震化の遅れ

- 水道管路の耐震適合率は4割しかなく、耐震化が進んでいない（年1%の上昇率）。
- 大規模災害時には断水が長期化するリスク。

### ③多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱

- 水道事業は主に市町村単位で経営されており、多くの事業が小規模で経営基盤が脆弱。
- 小規模な水道事業は職員数も少なく、適切な資産管理や危機管理対応に支障。
- 人口減少社会を迎え、経営状況が悪化する中で、水道サービスを継続できないおそれ。

### ④計画的な更新のための備えが不足

- 約2分の1の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている（原価割れ）。
- 計画的な更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多い。



これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくためには、**水道の基盤強化**を図ることが必要。

併せて、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も課題。

# 水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の概要

## 改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

### 2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

### 3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

### 4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

### 5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制（5年）を導入する。  
※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

## 施行期日

令和元年10月1日（ただし、3. ②の水道施設台帳の作成・保管義務については、令和4年9月30日までは適用しない）

- 人口減少や施設の老朽化の増大が顕著となり、ヒト・モノ・カネが不足。各水道事業の基盤強化を図ることが急務。
- H30改正水道法には基盤強化を図るための3つの柱が示されている
- 「官民連携」はそのうちの1つ。

## 基本方針に示された基盤強化の3本柱

### 1. 適切な資産管理（アセットマネジメント）

収支の見通しを作成・公表し、水道施設の計画的な更新や耐震化等を進める。

### 2. 広域連携の推進

人材の確保や経営面でのスケールメリットを活かした市町村の区域を越えた広域的な水道事業間の連携を推進する。

### 3. 官民連携の推進

民間事業者の技術力や経営に関する知識を活用できる官民連携を推進する。

# 水道事業における官民連携手法と取り組み

## 1. 水道事業における官民連携に関する手引き

- ・水道事業において想定される官民連携手法について、各手法の特徴や、導入に当たって検討すべき事項等を解説
- ・新たなセッション方式の解説を加える等の改訂を実施（令和元年9月）。



## 2. 水道分野における官民連携推進協議会

- ・官民連携に一層取り組みやすい環境を整え、水道事業者等と民間事業者との連携（マッチング）を促進することを目的
- ・全国各地で開催。



## 3. 財政的支援

- ・官民連携等基盤強化推進事業（交付金）
- ・交付率1/4
- ・令和9年度までの時限事業
- ・ウォーターPPPを導入するための調査、検討及び計画作成等に要する費用については、2～5千万円を上限に定額補助とする。



## 4. 官民連携等基盤強化支援

- ・官民連携の活用を考えている水道事業者等の事業スキームの検討等を支援することにより、今後の具体的な案件形成につなげる。
- ・他の水道事業者等が官民連携を進める上で参考となるモデルを示すことを目的
- ・対象事業者は毎年年度初めに募集し、厚生労働省が選定。
- ・平成27年度から実施。



# 水道事業における官民連携手法と取組状況

業務分類(手法)	制度の概要	取組状況及び「実施例」
一般的な業務委託 (個別委託・包括委託)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間事業者のノウハウ等の活用が効果的な業務についての委託</li> <li>○施設設計、水質検査、施設保守点検、メーター検針、窓口・受付業務などを個別に委託する個別委託や、広範囲にわたる複数の業務を一括して委託する包括委託がある</li> </ul>	運転管理に関する委託：3,335施設※（603水道事業者等） 【うち、包括委託は、1,079施設※（183水道事業者等）】
第三者委託 (民間業者に委託する場合と他の水道事業者に委託する場合がある)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○浄水場の運転管理業務等の水道の管理に関する技術的な業務について、<u>水道法上の責任を含め</u>委託</li> </ul>	民間事業者への委託：321施設※（60水道事業者等） 「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業」、 「箱根地区水道事業包括委託」ほか  水道事業者等（市町村等）への委託：17施設※（12水道事業者等） 「福岡地区水道企業団 多々良浄水場」、「横須賀市 小雀浄水場」ほか
DBO (Design Build Operate)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方自治体（水道事業者）が資金調達を担い、施設の設計・建設・運転管理などを包括的に委託</li> </ul>	16案件（17水道事業者等） 「函館市 赤川高区浄水場」、「弘前市 樋の口浄水場他」、「会津若松市 滝沢浄水場」、「小山市 若木浄水場他」、「横浜市 西谷浄水場排水処理施設」、「見附市 青木浄水場」、「燕・弥彦総合事務組合 統合浄水場」、「枚方市 中宮浄水場」、「神戸市 千代浄水場」、「橋本市 橋本市浄水場」、「備前市 坂根浄水場等」、「松山市 かきつばた浄水場」、「四国中央市 中田井浄水場」、「大牟田市・荒尾市 ありあけ浄水場」、「佐世保市 山の田浄水場」、「一宮市 中央監視施設」
PFI (Private Finance Initiative)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設の設計、建設、維持管理、修繕等の業務全般を一体的に行うものを対象とし、民間事業者の資金とノウハウを活用して包括的に実施する方式</li> </ul>	12案件（9水道事業者等） 「夕張市 旭町浄水場等」、「横浜市 川井浄水場」、「岡崎市 男川浄水場」、「神戸市 上ヶ原浄水場」、「埼玉県 大久保浄水場排水処理施設等」、「千葉県 北総浄水場排水処理施設他1件」、「神奈川県 寒川浄水場排水処理施設」、「愛知県 知多浄水場等排水処理施設他2件」、「東京都 朝霞浄水場等常用発電設備」
公共施設等運営権方式 (コンセッション方式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設（水道事業の場合、水道施設）について、水道施設の所有権を地方自治体が有したまま、民間事業者に当該施設の運営を委ねる方式</li> </ul>	1案件（1水道事業者等） 「宮城県 上地下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）」 （令和4年4月 事業開始）

※令和3年度厚生労働省水道課調べ  
 ※浄水施設のみを対象

# 水道事業における官民連携手法とメリット

## ■ 各官民連携手法と民間事業者の実施する主な業務範囲

官 民 連 携 手 法	P F I (コンセッション方式)				【事業経営】	
	P F I (従来方式)		施設の設計・建設 (Design-Build)	施設の運転・維持管理 (Operate)	施設の設計・建設 (Design-Build)	施設の運転・維持管理 (Operate)
	D B 又は D B O 方式		施設の設計・建設 (Design-Build)	施設の運転・維持管理 (Operate)	+	
	一般的な業務委託 (個別・包括委託) 水道法による第三者委託		施設の運転・維持管理 (Operate)		料金の設定・収受※ ※) 条例で定められた範囲に限る。	
				← P F I (民間による資金調達) →		
契約期間	3~5年が一般的		5~20年程度	20年程度	20年以上が一般的 (他分野の例)	
メ リ ッ ト	水道事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的な知識が要求される業務において、<b>民間の技術力</b>を活用</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>性能発注による民間のノウハウの活用</li> <li>業務遂行のための人材の補完</li> <li>長期、包括の委託により、さらに業務の効率化が図られ、財政負担の軽減</li> <li>P F I では、<b>民間の資金調達</b>により、財政支出の平準化が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間の技術力や<b>経営ノウハウ</b>を活かした<b>事業経営の改善</b></li> <li>技術職員の高齢化や減少に対応した<b>人材確保・育成、技術の承継</b></li> <li>民間の資金調達・運営権対価による<b>財政負担の軽減</b></li> </ul>	
	民間企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転・維持管理業務全般を包括して受託することにより、効率的な事業運営が可能</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>性能発注による裁量の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業経営への<b>参画が可能</b></li> <li>事業運営についての<b>裁量の拡大</b></li> <li>一定の範囲での<b>柔軟な料金設定</b></li> <li>抵当権の設定による<b>資金調達の円滑化</b></li> </ul>	



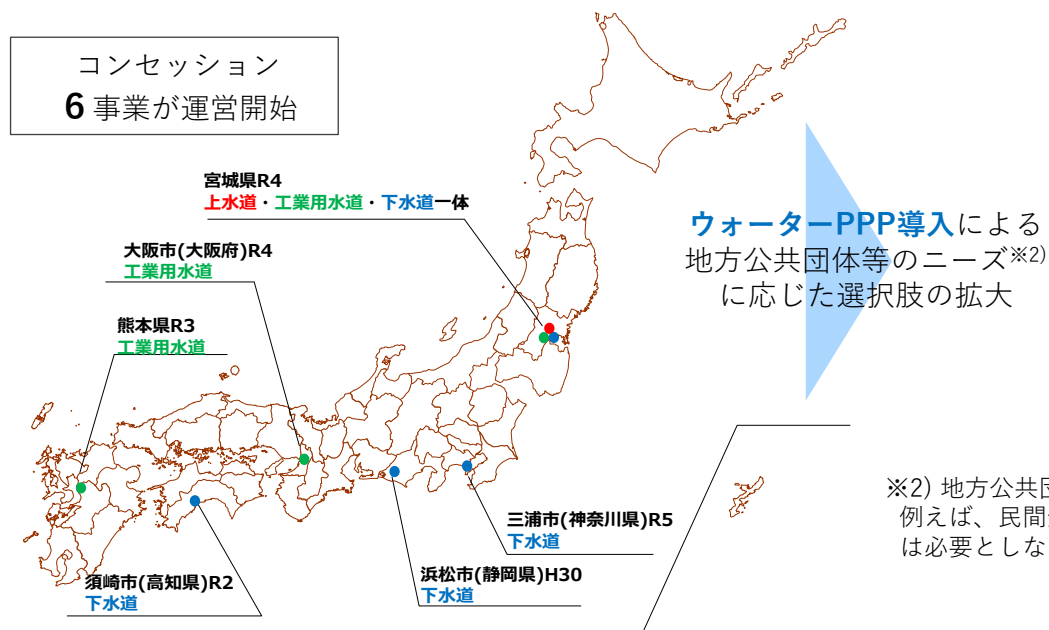
- ・新たに、**重点分野**<sup>※1)</sup>において10年間で具体化を狙う**事業件数10年ターゲットを設定**。
- ・**ウォーターPPP等**、多様な官民連携方式の導入等により案件形成の裾野拡大と加速化を強力に推進する。

※1) 重点分野：空港、**水道**、下水道、道路、スポーツ施設（スタジアム・アリーナ等）、文化・社会教育施設、大学施設、公園、MICE施設、公営住宅、クルーズ船

向け旅客ターミナル施設、公営水力発電、工業用水道

重点実行期間（令和4年度～令和8年度） <b>5年件数目標</b> 昨年設定 重点分野合計 <b>70件</b> （コンセッション中心）	アクションプラン期間 10年（令和4年度～令和13年度） <b>事業件数10年ターゲット</b> 新たに設定 重点分野合計 <b>575件</b> （コンセッションを含む多様な官民連携）
--	---

■ ウォーターPPPの導入による水道分野での官民連携の加速



分野名	事業件数10年ターゲット 〈ウォーターPPP〉
<b>水道</b>	<b>100件</b>
下水道	100件
工業用水道	25件

〈ウォーターPPP〉  
 コンセッションの他、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式。

※2) 地方公共団体等のニーズ：  
 例えば、民間企業への運営権の設定や民間企業による利用料金の收受までは必要としないが、管理や更新を一体的に民間企業に委託したい場合等。

- 水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間（R4～R13）において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式（**管理・更新一体マネジメント方式**）を公共施設等運営事業と併せて「**ウォーターPPP**」として導入拡大を図る。
- 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。**
- 地方公共団体等のニーズに応じて、**水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能**である。なお、**農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能**である。
- 関係府省連携し、各分野における管理・更新一体マネジメント方式が円滑に運用されるよう、モデル事業形成支援を通じた詳細スキーム検討やガイドライン、ひな形策定等の環境整備を進める。

## 【管理・更新一体マネジメント方式の要件】

- ①長期契約（原則10年）、 ②性能発注、 ③維持管理と更新の一体マネジメント、 ④プロフィットシェア

### ウォーターPPP

公共施設等運営事業（コンセッション） [レベル4]
長期契約（10～20年）
性能発注
維持管理
修繕
更新工事
運営権（抵当権設定）
利用料金直接収受
上・工・下一体：1件（宮城県R4） 下水道：3件（浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5） 工業用水道：2件（熊本県R3、大阪市R4）

### 管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3、5] 新設

長期契約（原則10年）*1
性能発注*2
維持管理
修繕
【更新実施型の場合】 更新工事
【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント（CM）

\*1管理・更新一体マネジメント方式（原則10年）の後、公共施設等運営事業に移行することとする。

\*2民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

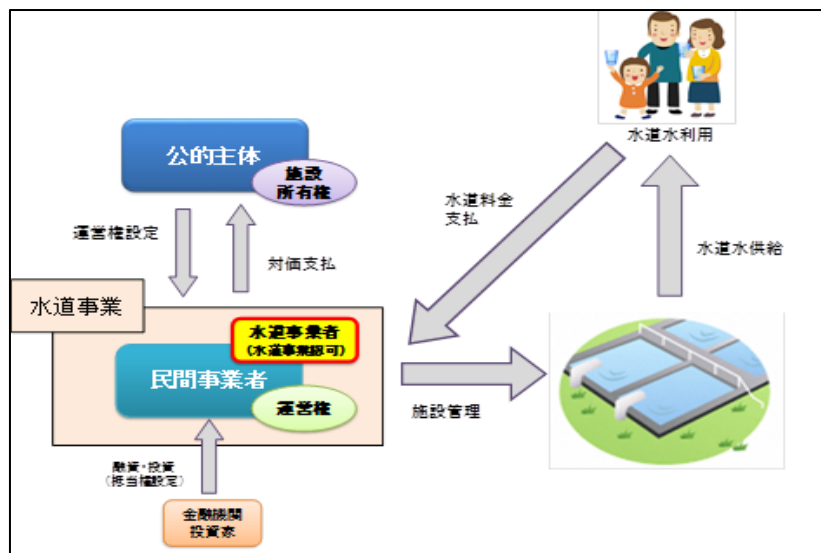
複数年度・複数業務による  
民間委託  
[レベル1～3]

短期契約（3～5年程度）
仕様発注・性能発注
維持管理
修繕

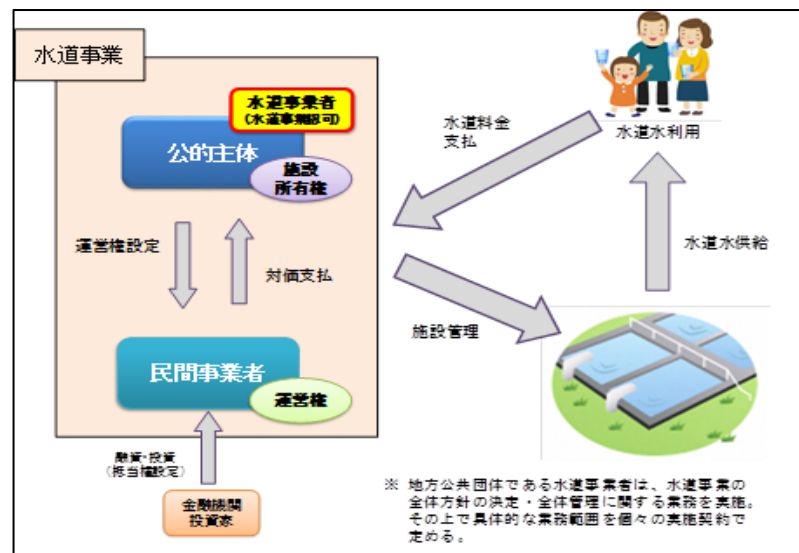
水道：1,400施設  
下水道：552施設  
工業用水道：19件

# 水道事業等におけるコンセッション方式の概要

- ・コンセッション方式は、PFI法に基づき、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公的主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。
- ・水道事業等においても、H23年のPFI法改正時よりコンセッション方式の導入が可能となったが、水道事業の「認可」も民間事業者が取得する必要があった（民間事業型）。
- ・H30年の改正水道法において、水道事業の「認可」を官に残したまま施設の運営権を民に設定する方式が可能となった。（地方公共団体事業型）。
- ・R6年2月現在、宮城県の水道用水供給事業のみ



民間事業型の概念図  
(平成23年PFI法改正)



地方公共団体事業型の概念図  
(平成30年水道法改正)

その他、厚生労働省HPにて「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」について公表していますので、ご参考にして下さい。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087512\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087512_00004.html))

具体的な業務範囲は、個々の実施契約によって個別具体的に定められることとなる。

## 水道事業

### 水道事業の全体方針の決定・全体管理

- 経営方針の決定
- 議会への対応、条例の制定
- 認可の申請・届出
- 供給規程の策定

- 給水契約の締結
  - 国庫補助等の申請
  - 水利使用許可の申請
  - 指定給水装置工事事業者の指定
- 等

### 施設の整備※1

- 水道施設の更新
  - 水道施設の大規模修繕
  - 水道施設の増築
- 等

### 施設の管理

- 水道施設の運転管理
  - 水道施設の維持・修繕、点検
  - 給水装置の管理
  - 水質検査
- 等

### 営業・サービス

- 料金の設定・收受※2
  - 料金の徴収
  - 水道の開栓・閉栓
  - 利用者の窓口対応
- 等

### 危機管理

- 災害・事故等への対策
  - 応急給水
  - 応急復旧
  - 被災水道事業者への応援
- 等

### 水道施設運営権者 実施可能範囲

※1：運営権を設定した水道施設の全面更新（全面除却し再整備）は除く

※2：条例で定められた範囲での利用料金の設定・收受に限る

# 「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）」の概要

## 宮城県

### <事業概要>

- 上工下水一体の「みやぎ型管理運営方式」として、浄水場や処理場の運転管理、薬品・資材等の調達、設備の修繕・更新工事等を業務内容としたコンセッション事業
- 事業期間は20年間

※上水道（水道用水供給事業）の供給対象は25市町村（右図の赤枠内）  
 ※上工下水9事業合計で、20年間で約337億円（10.2%）のコスト削減効果見込み（水道用水供給事業で約195億円（11.6%）の見込み）

### <経過>

- 令和元年12月 県議会で実施方針条例案が可決、実施方針を策定・公表（上水道分野では初）
- 令和2年3月 募集要項等を公表
- 令和2年6月～12月 競争的対話を実施
- 令和3年3月 優先交渉権者を選定
- 令和3年7月 県議会において運営権設定の議決
- 令和3年10月 県から厚生労働大臣への許可申請
- 令和3年11月 厚生労働大臣の許可
- 令和3年12月 運営権設定、実施契約締結
- 令和4年4月 事業開始**

### みやぎ型管理運営方式の対象

赤い太線で囲んだ範囲（県の水道用水供給エリア）内★印のついた事業が対象です。

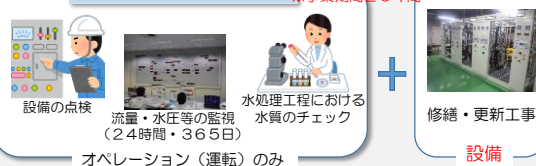


### <業務範囲>

県が事業全体を総合マネジメント

#### 民間事業者の業務

※事業期間20年間



#### 県の業務



# ウォーターPPP導入推進に向けた支援

## 背景

- PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)に位置づけられたウォーターPPP等について、事業規模30兆円及び事業件数10年ターゲットの達成に向けた取組を加速することが必要

## 概要

- ウォーターPPPを導入しようとする地方公共団体に対し、導入可能性調査(FS)、資産評価、実施方針・公募資料作成、事業者選定等を国費により定額支援
- 水道分野におけるウォーターPPPの導入推進にあたって、「水道管路緊急改善事業」の採択要件を緩和

## ① ウォーターPPPの導入検討費用に対する補助

	コンセッション方式 上限 5千万円	レベル3.5			
		物分野連携+他地方 公共団体連携	他分野連携(特に上 下水道一体)	他地方公共団体連携 (広域・共同)	下水道もしくは 水道分野のみ
		上限 4千万円			上限 2千万円
導入可能性調査 (FS)	○	○	○	○	○
資産評価 (デューデリジェンス、DD)	○	○	○	○	○
実施方針・ 公募資料作成	○	○	○	○	×
事業者選定	○	○	○	○	×

\*上下水道合わせて上限4千万円の範囲内で、水道・下水道が同額を負担

※令和6年度予算からは「上下水道一体効率・基盤強化推進事業(個別補助)」へ移行

## ② ウォーターPPPの導入推進にあたっての支援

### 〈水道管路緊急改善事業〉

#### 【補助率】

- 1/3、1/2※離島振興地域及び奄美群島において行う場合のみ

#### 【交付対象】

- 布設後40年以上経過した铸铁管、石棉管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル铸铁管、鋼管及びポリエチレン管であって、基幹管路(導水管、送水管、配水本管)に布設されている管路の更新事業

(現行制度)

(制度拡充)

コンセッション方式	レベル3.5
交付上限 5億円	交付上限 1億円

〔ウォーターPPP導入のために実施する事業について、家庭用の水道料金が平均料金より高いなどの条件は付さない。〕

※令和6年度予算からは「防災・安全交付金」へ移行

# 水道分野における官民連携推進協議会（厚生労働省と経済産業省連携）

水道事業者等と民間事業者との連携を促進することを目的とし、全国各地で「官民連携推進協議会」を開催している。

## 令和5年度の開催実績

	開催時期	開催地
第1回	7月20日（木）	福島県郡山市
第2回	9月6日（水）	鹿児島県鹿児島市
第3回	10月25日（水）	愛知県名古屋
第4回	12月11日（月）	大阪府大阪市

## 令和5年度の実施内容

### ○厚生労働省及び水道事業者等の取組の発表

- ・官民連携に関する取組紹介
  - 官民連携の推進について
  - ウォーターPPPに関する取組等について  
(厚生労働省・経済産業省)

### ・ウォーターPPP類似案件の事例紹介

- 守谷市上下水道施設管理等包括業務委託（茨城県守谷市）
- 荒尾市水道事業の包括委託（熊本県荒尾市）など

### ・コンセッション事業の事例紹介

- 大阪市工業用水道特定運営事業等  
(みおつくし工業用水コンセッション株式会社)

※) 次年度についても引き続き開催の見込み。

## 令和5年度の参加状況

R4	開催地	参加団体数		参加者数
		水道事業者等	民間事業者	
第1回	福島県	25団体	32団体	101人
第2回	鹿児島県	20団体	44団体	125人
第3回	愛知県	11団体	51団体	125人
第4回	大阪府	27団体	53団体	158人

### ○フリーマッチング

水道事業者等と民間事業者が個別に対面し、自由に意見交換を実施。

- ↳ 官民連携における取組・提案
- ・水道事業者が抱える課題への対応方策



- 官民連携（PPP/PFI）に関して、要望・相談等ございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

## 【お問い合わせ先】

厚生労働省 健康・生活衛生局 水道課 水道計画指導室 担当：井元、青木、佐藤

電話 (03)5253-1111(内線4015)

E-mail [shidoushitsu@mhlw.go.jp](mailto:shidoushitsu@mhlw.go.jp)

「水道事業における官民連携に関する手引き（令和元年9月）」は厚生労働省HPからご覧いただけます。

官民連携 手引き

検索

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000553425.pdf>)

水道事業における官民連携に関する手引き  
(改訂版)

令和元年9月

厚生労働省医薬・生活衛生局 水道課

※〈参考〉官民連携（PPP/PFI、コンセッション等）に関する各事業者等の取り組み事例、Q & A

- ・厚生労働省 : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087512\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087512_00004.html)
- ・総務省 : [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/c-zaisei/kouei/jirei.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/jirei.html)
- ・日本水道協会 : <https://www.wide-ppp.jwwa.or.jp/>
- ・宮城県上工下水道 : <https://www.pref.miyagi.jp/site/miyagigata/>
- ・内閣府 : [https://www8.cao.go.jp/pfi/faq/faq\\_index.html](https://www8.cao.go.jp/pfi/faq/faq_index.html)